

## 「定款」等の一部改正等新旧対照表

### 目 次

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 業務規程の一部改正新旧対照表	4
3 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	6
4 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	8
5 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表	9
6 . 会員における注文管理体制に関する規則	10
7 . 定額会費の額の一部改正新旧対照表	12
8 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	13
9 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	15
10 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	17

## 定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 会員の定款、<u>資本金</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係 )</p> <p>第 9 条 本所は、会員の定款、<u>資本金</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係が本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。</p> <p>2 ~ 4 ( 略 )</p> <p>( 合併等について承認を受ける義務 )</p> <p>第 1 9 条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 分割による<u>事業</u>の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</p> <p>( 3 ) <u>事業</u>の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け</p> <p>2 ・ 3 ( 略 )</p> <p>( 他の会員の役員又は従業員からの受託の制限 )</p> <p>第 3 2 条 正会員は、他の会員の役員 (<u>役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。</u>) 又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託 ( 有価証券等清算取次ぎの委託を除く。 ) を受けることができない。</p>	<p>( 会員の定款、<u>資本</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係 )</p> <p>第 9 条 本所は、会員の定款、<u>資本</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係が本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。</p> <p>2 ~ 4 ( 略 )</p> <p>( 合併等について承認を受ける義務 )</p> <p>第 1 9 条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 分割による<u>営業</u>の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</p> <p>( 3 ) <u>営業</u>の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け</p> <p>2 ・ 3 ( 略 )</p> <p>( 他の会員の役員又は従業員からの受託の制限 )</p> <p>第 3 2 条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託 ( 有価証券等清算取次ぎの委託を除く。 ) を受けることができない。</p>

(注文管理体制の整備)

第33条の2 会員は、本所が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。

(脱退申請会員の合併等における売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(会員の定款等が不適当な場合の処置)

第51条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1) 会員が第9条の規定による定款、資本金の額、役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2)～(4) (略)

(過誤のある注文の公表)

第91条 過誤のある注文が発注された場合であ

(新設)

(脱退申請会員の合併等における売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(会員の定款等が不適当な場合の処置)

第51条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1) 会員が第9条の規定による定款、資本の額、役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2)～(4) (略)

(新設)

って、本所が業務規程第65条の2の規定に基づき公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

#### 第92条から第94条 削除

(残余財産)

第107条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の会員に均分する。ただし、解散決議現在の特定正会員及び特別会員への残余財産の分与については、第46条第4項を準用する。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第110条 第8条、第14条第3項、第34条第1項、第35条、第36条の2、第90条及び第91条に規定する有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規程を適用する。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第33条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

#### 第91条から第94条 削除

(残余財産)

第107条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の会員に均分する。ただし、解散決議現在の特定正会員及び特別会員への残余財産の分与については、第46条第4条を準用する。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第110条 第8条、第14条第3項、第34条第1項、第35条、第36条の2 及び第90条に規定する有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規程を適用する。

2・3 (略)

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)            第14条 (略)            2~6 (略)            7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。            (1) (略)            (2) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券  <u>前号の規定(新株予約権証券に係る部分を除く。)</u>は、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と読み替えるものとする。</p> <p>(公開買付期間中における自己買付け)            第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)~(4) (略)            (5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行会社以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け            a・b (略)            (6)~(14) (略)</p>	<p>(呼値)            第14条 (略)            2~6 (略)            7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。            (1) (略)            (2) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券  <u>前号の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と、「株式1株」とあるのは「優先出資1口」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(公開買付期間中における自己買付け)            第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)~(4) (略)            (5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け            a・b (略)            (6)~(14) (略)</p>

( 総売買高等の通知及び公表 )

第 6 2 条 法第 1 1 6 条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、書面を通じて行うものとする。

( 過誤のある注文の公表 )

第 6 5 条の 2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他の本所が認める事項を公表することができる。

付 則

この改正規定は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

( 総売買高等の通知及び公表 )

第 6 2 条 証券取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号。以下「法」という。) 第 1 1 6 条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、書面を通じて行うものとする。

( 新設 )

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 決済物件の制限 )</p> <p>第 7 条 株式の併合、分割又は端数等無償割当て  <u>( 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ( 平成 1 7 年法律第 8 7 号 ) 第 8 8 条第 2 項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。 )</u>に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>第 1 0 条 削除</p>	<p>( 決済物件の制限 )</p> <p>第 7 条 株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合の効力発生の日以後、決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p><u>( 吸収合併等の場合の決済物件 )</u></p> <p>第 1 0 条 <u>上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合 ( 被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。 ) において、被合併会社株式 1 株に対して 1 株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式 1 株に対して 1 株を超える数の新株式が割り当てられるとき ( 割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日 ( 合併期日から起算して 4 日目 ( 休業日を除外する。 ) の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の 2 日前 ( 休業日を除外する。 ) の日 ) である場合に限る。 ) は、合併登記日の翌日 ( 休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。 ) 以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済 ( 旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済 ) については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、優先出資証券及び投資証券について準用する。</u></p>

( 有価証券の決済の繰延べ )

第 1 2 条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを得ない事由によって第 5 条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に繰り延べるることができる。

( 発行日決済取引の売買契約の解消等 )

第 1 8 条 ( 略 )

2 前項の規定は、新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 9 8 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。
- 3 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 5 条の規定によりなお従前の例によるとされた合併に係る決済物件については、改正後の第 1 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

( 有価証券の決済の繰延べ )

第 1 2 条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを得ない事由によって第 5 条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日に繰り延べるることができる。

( 発行日決済取引の売買契約の解消等 )

第 1 8 条 ( 略 )

2 前項の規定は、新株引受権証書、優先出資証券、優先出資引受権証書、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。

### 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</p> <p>第14条 顧客は、株式(受益権及び投資口を含む。以下同じ。)の併合、<u>分割又は端数等無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)</u>に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、<u>分割又は端数等無償割当て</u>の効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。</p>	<p>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</p> <p>第14条 顧客は、株式(受益権及び投資口を含む。以下同じ。)の併合又は分割に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合又は分割の効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。</p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(過誤のある注文に係る公表事項)</u></p> <p><u>第9条 定款第91条に規定する本所が定める事項は、業務規程施行規則第38条各号に定める事項とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

## 会員における注文管理体制に関する規則

### (目的)

- 第1条 この規則は、定款第33条の規定に基づき、会員が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。
- 2 前項の注文管理体制の整備は、会員が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における有価証券の売買等（本所の定める売買立会による売買に限る。）に関して、会員における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

### (社内規則の制定)

- 第2条 会員は、会員が行う注文管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。
- (1) 顧客の注文内容の確認等に関する事項
  - (2) 注文の発注制限に関する事項
  - (3) 承認者の設置に関する事項
  - (4) 社内規則の周知徹底等に関する事項
  - (5) その他必要と認められる事項

### (顧客の注文内容の確認等)

- 第3条 会員は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。
- (1) 銘柄、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容
  - (2) 顧客の資力及び属性、売買商品その他の顧客に関する情報
- 2 会員は、顧客の資力をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

### (注文の発注制限)

- 第4条 会員は、本所の市場において注文を発注するに当たり、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。
- (1) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限
  - (2) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限

### (承認者の設置)

- 第5条 会員は、前条第2号の承認を行う者を本所の市場へ発注を行う部店ごとに設置するものとする。ただし、他の部店を通じて発注を行う場合であって、当該他の部店において当該承認を行うときは、この限りでない。

(注文発注システムによる対応)

第6条 会員は、第4条各号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとする。

(社内規則の周知徹底等)

第7条 会員は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**定額会費の額の一部改正新旧対照表**

新	旧																												
<p>(定額会費の額)</p> <p>第2条 定額会費の額(月額)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 基本割額、資本金割額及び<u>事業</u>年度受託売買代金割額との合計額</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>事業</u>年度受託売買代金割額</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th align="left">事業年度受託売買代金区分</th> <th align="right">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td align="right">0万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 5兆円未満の場合</td> <td align="right">10万円</td> </tr> <tr> <td>5兆円 " 10兆円 "</td> <td align="right">15万円</td> </tr> <tr> <td>10兆円 " 15兆円 "</td> <td align="right">20万円</td> </tr> <tr> <td>15兆円 " 20兆円 "</td> <td align="right">30万円</td> </tr> <tr> <td>20兆円 "</td> <td align="right">40万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(算出の資料)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々<u>事業</u>年度における有価証券報告書又は営業報告書によりおこなう。</p> <p>2 (略)</p>	事業年度受託売買代金区分	金額	300億円未満の場合	0万円	300億円以上 5兆円未満の場合	10万円	5兆円 " 10兆円 "	15万円	10兆円 " 15兆円 "	20万円	15兆円 " 20兆円 "	30万円	20兆円 "	40万円	<p>(定額会費の額)</p> <p>第2条 定額会費の額(月額)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 基本割額、資本金割額及び<u>営業</u>年度受託売買代金割額との合計額</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>営業</u>年度受託売買代金割額</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th align="left">営業年度受託売買代金区分</th> <th align="right">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td align="right">0万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 5兆円未満の場合</td> <td align="right">10万円</td> </tr> <tr> <td>5兆円 " 10兆円 "</td> <td align="right">15万円</td> </tr> <tr> <td>10兆円 " 15兆円 "</td> <td align="right">20万円</td> </tr> <tr> <td>15兆円 " 20兆円 "</td> <td align="right">30万円</td> </tr> <tr> <td>20兆円 "</td> <td align="right">40万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(算出の資料)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々<u>営業</u>年度における有価証券報告書又は営業報告書によりおこなう。</p> <p>2 (略)</p>	営業年度受託売買代金区分	金額	300億円未満の場合	0万円	300億円以上 5兆円未満の場合	10万円	5兆円 " 10兆円 "	15万円	10兆円 " 15兆円 "	20万円	15兆円 " 20兆円 "	30万円	20兆円 "	40万円
事業年度受託売買代金区分	金額																												
300億円未満の場合	0万円																												
300億円以上 5兆円未満の場合	10万円																												
5兆円 " 10兆円 "	15万円																												
10兆円 " 15兆円 "	20万円																												
15兆円 " 20兆円 "	30万円																												
20兆円 "	40万円																												
営業年度受託売買代金区分	金額																												
300億円未満の場合	0万円																												
300億円以上 5兆円未満の場合	10万円																												
5兆円 " 10兆円 "	15万円																												
10兆円 " 15兆円 "	20万円																												
15兆円 " 20兆円 "	30万円																												
20兆円 "	40万円																												
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。</p>																													

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日 )</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券（投資信託受益証券及び投資証券を除く。）の発行者が事業年度を 1 年とする法人である場合（会社法第 4 5 4 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（ 6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日）とする。</p>	<p>( 保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日 )</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券（投資信託受益証券及び投資証券を除く。）の発行者が事業年度を 1 年とする法人である場合（会社法第 4 5 4 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（ 6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日）とする。</p>
<p>( 株券の売買単位 )</p> <p>第 1 2 条の 2 規程第 1 5 条第 1 号 a ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 6 項の規定による開示において、一定期間内に<u>単元株式数</u>の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p>	<p>( 株券の売買単位 )</p> <p>第 1 2 条の 2 規程第 1 5 条第 1 号 a ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 6 項の規定による開示において、一定期間内に<u>1 単元の株式の数</u>の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p>
<p>( 過誤のある注文に係る公表事項 )</p> <p>第 3 8 条 規程第 6 5 条の 2 に規定する本所が定める事項は、<u>過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。</u></p> <p>( 1 ) <u>銘柄</u></p> <p>( 2 ) <u>発注した会員の名称</u></p> <p>( 3 ) <u>内容</u></p> <p>    a <u>売付け又は買付けの区別</u></p> <p>    b <u>値段</u></p>	<p>( 新設 )</p>

c 数量

(4) 売買成立等の状況

a 発注時刻

b 取消しの時刻(すべての数量について売  
買が成立した場合はその時刻)

c 約定値段(発注後最初及び最後の約定に  
係る値段に限る。)

d 売買成立の数量

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券及び投資証券を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資及び投資口の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p><u>(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)については、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書、優先出資証券、優先出資引受権証書及び投資証券を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資及び投資口の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)については、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の転換社債型新株予約券付社債券とする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第3条 削除</p>	<p><u>(吸収合併等の場合の決済物件)</u></p> <p>第3条 規程第10条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本所が定める期間は、<u>合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)</u>から<u>当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)</u>とする。</p>

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更(行使期間の中断を含む。)が行われる日の前日

(3) (略)

(4) 株券又は優先出資証券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法(平成17年法律第86号)第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めている場合を除く。)において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 優先株の発行者の定める転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更(行使期間の中断を含む。)が行われる日の前日

(3) (略)

(4) 株券又は優先出資証券の発行者が営業年度を1年とする法人である場合(商法(明治32年法律第48号)第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、<u>前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、</p>	<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、</p>

同 d の規定は前項第 3 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 6 ) d、f、g、h 及び i の規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 5 ) d から g まで及び株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 5 ) b の規定は前項第 6 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段並びに同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b ) 及び ( c ) の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c ) 及び ( e )、同 d、同取扱い 2 . ( 5 ) d から g まで並びに同取扱い 2 . ( 6 ) f、g、h 及び i までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 3 ) d 中「b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と読み替えるものとする。

3 ~ 9 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

同 d の規定は前項第 3 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 6 ) d、f 前段、g 及び h の規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 5 ) d から f まで及び株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 5 ) b の規定は前項第 6 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段並びに同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b ) 及び ( c ) の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c ) 及び ( e )、同 d、同取扱い 2 . ( 5 ) d から f まで並びに同取扱い 2 . ( 6 ) f 前段、g 及び h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 3 ) d 中「b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と読み替えるものとする。

3 ~ 9 (略)